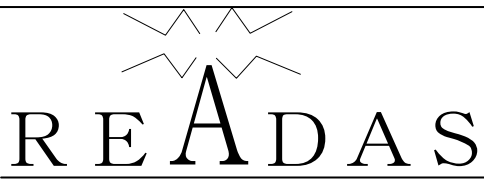


第 5997 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月12日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 収益認識に関する会計基準の導入に伴う改正

Q：収益認識に関する会計基準が導入され、法人税の取扱いが改正になったとか。どのようなになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

収益認識に関する会計基準の導入に伴い、法人税が次のように改正されました。

- ①資産の販売等に係る収益の額は、原則として目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の益金の額に算入することが明確化されました。また、資産の販売等に係る収益の額につき公正処理基準に従って目的物の引渡し又は役務の提供の日に近接する日の属する事業年度の収益として経理した場合には、どの資産の販売等に係る収益の額は、原則としてその事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することが明確化されました。
- ②資産の販売等に係る収益のうち益金の額に算入する金額は、原則として、その販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることが明確化されました。ただし、その引渡しの時における価額又は通常得べき対価の額は、貸倒れ（回収不能）又は買戻し（返品）の可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とすることとされました。
- ③返品調整引当金制度及び長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（ファイナンス・リース取引に係る部分を除く）が廃止されました。

